

お客さま 各位

エイ・ワン少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の 特別取扱いの終了について

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について、政府が感染症法上の位置づけを「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更したことで、特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症が入院勧告・措置等の対象外となる方針が示されました。

当社では、これまで新型コロナウイルス感染症の拡大状況や政府の方針を踏まえ、お客様保護の観点から、入院せずに自宅や宿泊施設で療養された場合でも約款上の入院として入院給付金を支払う特別な取り扱い（＝以下、「みなし入院」）を行ってまいりましたが、政府方針通り5月8日以降新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更となる場合、この対応を2023年5月8日（月）以降終了することとしましたので、お知らせします。

1. 新型コロナウイルス感染症における入院給付金等のお支払範囲

① 2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方

・5月8日以降、新型コロナウイルス感染症と診断され、「宿泊・自宅療養」をされた場合、入院給付金はお支払対象外となります。（「みなし入院」の取扱い終了）

・ただし、当社約款に定める「入院」の定義に該当する場合には、引き続き入院給付金のお支払対象となります。

■約款上の「入院」の定義

「入院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することを目的とした入院（入院日と通院日が同日である日帰り入院を含みます。）をいい、診断のための検査入院、介護を主たる目的とする入院は入院の範囲に含まれません。

② 2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方

・5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方で「みなし入院」の対象となる方については、同年5月8日以降もこれまでどおりご請求いただけますのでご安心ください。

・みなし入院のお支払対象については、2022年9月26日以降とその以前でお支払対象が変更になっておりますので、以下をご確認ください。

ご参考：みなし入院等の適用範囲

陽性判定日 （診断日）	医療機関へ入院された場合 （約款における取扱い）	「宿泊・自宅療養」された場合 （特別な取り扱い「みなし入院」）	
		重症化リスクの高い方 ^(※)	左記以外の方
2022年9月25日まで	○ （お支払対象）	○ （お支払対象）	○ （お支払対象）
2022年9月26日から 2023年5月7日まで	○ （お支払対象）	○ （お支払対象）	× （お支払対象外）
2023年5月8日以降	○ （お支払対象）	× （お支払対象外）	× （お支払対象外）

(※)「重症化リスクの高い方」とは、「①65歳以上の方」「②入院を要する方」「③重症化リスクがあると医師が診断し、かつ、新型コロナ治療薬の処方又は酸素投与された方」「④妊娠中の方」です。

2. ご請求にあたってのお願い ～My HER-SYS 療養証明書機能利用のお願い～

My HER-SYS の療養証明書機能について、厚生労働省からの発表によると、2023年5月7日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能です。(同年10月以降の利用については未定となっています。)

医療機関・保健所の負担軽減に配慮していく観点から、My HER-SYS の療養証明が利用可能な9月末までに療養証明書画面を取得いただき、早期のご請求のご協力をお願いします。

3. 「みなし入院」取扱開始から取扱終了までの経緯

① 2020年4月当時 ～みなし入院への給付金のお支払の開始～

新型コロナウイルス感染症と診断された方には、病院に入院する必要があったにもかかわらず、病院の病床不足等の事情により、入院ができない場合が発生しました。その結果、当社では宿泊や自宅療養を給付金支払の対象とする特別対応(「みなし入院」による入院給付金のお支払)を開始するなど、時限的な措置を講じました。

② 2022年9月26日以降 ～みなし入院への給付金お支払対象者の変更～

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加するなか、重症化する方の割合が低くなり、軽症や無症状の方が多くなったことから、政府は発生届の範囲を重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。当社もこれに従い、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を重症化リスクの高い方に限定するなど、社会情勢や政府の措置に沿った対応を行ってまいりました。

③ 2023年5月8日以降 ～みなし入院への給付金のお支払の終了～

2023年1月27日付の新型コロナウイルス対策本部決定により、政府は、オミクロン株とは病原性が異なる変異株が出現する特段の事情が生じない限り、同年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとして、「5類感染症」に位置付けることを決定しました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染者は入院勧告・措置の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

4. お問い合わせ先

今後、政府方針に変更があった場合には、改めて当社HP等でお知らせいたします。
当社は給付金のお支払いについて契約者の皆様に対して引き続きサポートを行ってまいります。請求手続きやその他ご不明な点がございましたら、お気軽に当社へご相談ください。

エイ・ワン少額短期保険株式会社 事故センター

0120 - 818 - 230

(営業時間：月～金 10:00～17:00 (祝日・年末年始除く))